総代会制度

会員の皆さまのご意見を経営に反映しています。

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金 融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することと なります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適 正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代 会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごと に総代候補者を選考する総代選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員の皆さまとのコミュニケーションを大 切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代とその選任方法

■総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は90人で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。

■総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役 割を担っております。

そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを 経て選任されます。

①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。

②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。

③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する。

(異議があれば申し出る)

■総代候補者選考基準

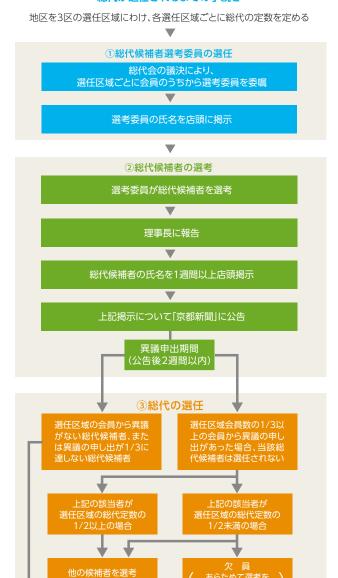
資格要件

- ・当金庫の会員であること
- ・就任時点で就任期間が30年を超えていないこと

- ・総代として相応しい見識を有している方
- ・良識をもって正しい判断ができる方
- ・地域における信望が厚く、総代として相応しい方
- ・地域での居住年数が長く、人縁関係が深い方
- ・行動力があり、積極的な方
- ・人格、見識に優れ、当金庫の発展に寄与いただける方
- ・金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する方

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に 反映するための開かれた制度です。 会 員 選考委員 総代候補者 選考委員会を開催のうえ 選考基準に基づき総代候補者を選考 総代会の議決に基づき 理事長は、総代候補者氏 名を店頭掲示し、所定の手続きを経て、会員の代 理事長が選考委員を委 嘱し、選考委員の氏名 を店頭掲示 表として総代を委嘱 代 会員の総意を適正に反映するための制度 総代 決算に関する事項、理事・監事の選任等、 重要事項の決定

総代が選任されるまでの手続き



(住記②以下の手続きを経て)

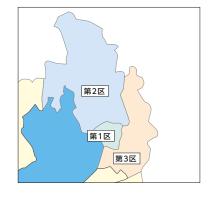
理事長は総代に委嘱

あらためて選考を 行わないことができる

総代の氏名を店頭に 1週間以上掲示

総代の選任区域および定数(総代数は令和6年6月14日現在)

地 区	選任区域	定数	総代数
第1区	長浜市のうち旧長浜市 の区域	47人	45人
第2区	長浜市のうち旧伊香郡 および旧東浅井郡の区域	26人	25人
第3区	米原市およびその他 の区域	17人	17人
計		90人	87人



総代名簿(令和6年6月14日現在)

(敬称略、順不同、丸数字は総代就任回数)

第1区(45人)	第2区(25人)	第3区(17人)
小藤門次郎司正② (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	中中學別用中小田田岩中山居大西太中中特別別(2)(2)(2)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)	鈴高井古法田川世田細月設松椙常長竹木木 澤戸中村一中田ヶ楽居本喜谷中木木 澤戸中村一中田ヶ楽居本喜谷中本木 澤戸中村一中田ヶ楽居本喜谷中本 瀬 川殿 瀬 川 東

以上 87名

※信用金庫業界の「総代会の機能向上等に関する業界申し合わせ」に基づき、総代選任規程を一部改定し、総代の就任期間を定め、平成30年8月28日からの就任回数を表示しております。

総代各位のご年齢・ご職業等の構成(令和6年6月14日現在)

	構成 比
ご年齢	70代以上50%、60代21%、50代24%、40代以下5%
ご職業	法人代表者79%、個人事業主12%、個人9%
業 種(法人代表者・個人事業主の方のみ)	卸・小売業32%、製造業20%、サービス業13%、建設業10%、運輸業5%、その他20%

第101回 通常総代会議事

令和6年6月13日開催の第101回通常総代会において、下記の事項の報 告ならびに次の議案が承認・可決されました。

〔報告事項〕第101期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

1.業務報告およびその附属明細書ならびに計算関係書類に係る 監事の監査結果報告の件

2.業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

〔決議事項〕第1号議案 第101期「剰余金処分案」承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 定款15条に基づく会員除名の件

第4号議案 理事選任の件 第5号議案 監事選任の件

第6号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件



▲第101回通常総代会

[※]旧長浜市および旧東浅井郡は、平成18年2月の長浜市、浅井町、びわ町の合併前の行政区分